

令和2年5月11日

犬山市長 山田 拓郎 様

犬山市国民健康保険運営協議会
会長 久世 高裕

犬山市国民健康保険における新型コロナウイルスに感染等した被用者に対する
傷病手当金制度の導入について（答申）

令和2年4月13日付けで諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申しま
す。

答 申

新型コロナウイルスに感染等した国民健康保険被保険者の被用者が、感染拡大防止のため休業を余儀なくされた場合に傷病手当金が支給できる制度の創設については、新型コロナウイルスの感染拡大を抑止するための対策の一環であり、傷病手当金の支給は、国保被用者の減収に対する保障制度であることから、委員全員の賛同により、傷病手当金の支給制度創設は望ましいとの結論に至った。